

# 財団法人能登半島地震復興基金 平成23年度事業計画書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

## 1 基本的な考え方

被災地においては、能登半島地震により、被災地の生活や産業が破壊されており、復興を遂げるためには、個人や地域等の負担が大きく、既存の制度のみでは対応が困難であることから、行政の直接執行を補完し、現行制度のすき間を埋めるものとして、機動的にきめ細かい対応が必要とされるものについては、復興基金を活用するものとする。

- (1) そのため、復旧・復興にあたっては、既存制度があるものはまず制度で対応し、制度内の行政負担の軽減は原則として復興基金の対象外とする。
- (2) また、基金事業は、団体・民間等が事業主体となることを基本とする。

## 2 事業

### (1) 住宅・生活再建支援事業

被災者の個人住宅の再建支援・自力再建困難者に対する支援を行う。

- ・被災住宅再建利子補給事業
- ・民間賃貸住宅入居支援事業
- ・生活福祉資金特例貸付無利子化事業

### (2) 産業復興支援事業

産業の基盤整備、産業の経営再建の支援など、被災者の生活を支える産業の復興に資する支援を行う。

- ・能登半島地震対策融資利子補給事業
- ・能登半島地震対策融資信用保証料補給事業

### (3) 地域振興支援事業

指定文化財の復旧に対する支援や、持続可能な地域づくりへの取り組みについて支援を行う。

- ・ 指定文化財等災害復旧支援事業
- ・ 震災復興地域づくり総合支援事業

### (4) その他目的を達成するために必要な事業